

介護保険課・認定審査会担当で対応しております下記のお問い合わせについて、要領をまとめています。スムーズな照会対応のため、ご確認いただきご協力をお願いします。

● 認定審査会の進捗状況・開催予定日の問い合わせについて

【問い合わせ可能な人】 本人・親族・担当ケアマネジャー等

【ご用意いただくもの】 対象者の被保険者番号・氏名

※担当ケアマネジャー等からの問い合わせの場合

まずは事業所名と担当者名、そのあと対象者の被保険者番号・氏名をお伝えください。
被保険者番号が不明な場合は、対象者の生年月日・氏名・住所の順番にお伝えください。

- ★ 新規申請等で過去に介護認定を受けていない方でも、65歳になられた時点で被保険者証を発行しており、その中に被保険者番号は記載されています。なるべく被保険者番号をお手元にご用意いただいたうえでの照会にご協力ください。

【参考】介護保険法より抜粋

第二十七条 要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。

第三十二条 要支援認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない

● 認定結果の問い合わせについて

【問い合わせ可能な人】 本人・親族

※ケアマネジャー等からのお問い合わせにはお答えできません。

【ご用意いただくもの】 対象者の氏名・生年月日・住所

※親族からの問い合わせ時は、上記の被保険者本人の情報に加えて、お電話いただいた方の続柄と氏名の聞き取りもさせていただきます。

- ★ 認定結果は個人情報のため、原則、本人宛に郵送する結果通知書・被保険者証でご確認いただいております。理由がありやむを得ず電話照会する場合は、審査会開催日の翌開庁日の14時以降にお問い合わせください。